

令和 4 年度

建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領

本月間

令和 5 年 3 月 1 日～3 月 31 日

主 唱

建設業労働災害防止協会

後 援

厚生労働省、国土交通省

会長メッセージ

令和 4 年度の「建設業年度末労働災害防止強調月間」を迎えるにあたり、ご挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから早 3 年が経過しましたが、未だに予断を許さない状況にあり、このような中でも建設現場の安全衛生確保に取り組んでおられる会員各位をはじめ関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

さて、当協会では、工事が輻輳する年度末の労働災害防止を目的として、3 月 1 日から 31 日までを「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、協会及び会員各位が取り組むべき事項を盛り込んだ本実施要領を策定しましたので、積極的な安全衛生活動の推進をお願いいたします。

建設業における労働災害を見ますと、これまで長期にわたり減少傾向にあった死亡災害は一昨年には増加に転じており、また、令和 5 年 1 月現在の速報値においては、建設業の死亡者数は 265 人で前年同期比 9 人減となっているものの、休業 4 日以上之死傷者数は 15,844 人で前年同期比 988 人増となっております。

国の基幹産業である建設業は、自然災害からの復旧・復興工事や、国土強靱化を実現するためのインフラ整備など、人々の安全・安心な暮らしを守るという重要な役割を担っておりますが、建設業が安定的に発展するためには、安心して働くことができる職場環境の整備が重要となります。

このようなことから、労働災害のリスク低減に向けた店社及び現場でのリスクアセスメントとその結果に基づく対策の確実な実施、国際基準にも対応した「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（ニューコスモス及びコンパクトコスモス）」の導入・定着、各種安全衛生教育の実施、「建災防方式健康 K Y と無記名ストレスチェック」の展開による建設現場におけるメンタルヘルス対策とこれに基づく職場環境改善、「新ヒヤリハット報告」を活用した安全衛生活動等、実効性のある労働災害防止対策の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

会員各位におかれましては、本実施要領を踏まえ、経営トップのリーダーシップの下、関係者及び店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を積極的に展開され、無事故・無災害で新年度を迎えられるようお願い申し上げます。

令和 5 年 2 月

建設業労働災害防止協会
会長 今井 雅 則



やまもと ちひろ
No.1 山本 千尋
コード No. 760401